

第37回国連人権理事会における日本弁護士連合会意見表明発言原稿

日本弁護士連合会は、第3回普遍的定期的審査（以下「UPR」という。）において、日本政府が作業部会の審査に、関係省庁の担当者を代表団に入れ、各国からの質問に対話式で回答する肯定的なアプローチを取ったことを歓迎する。

また、当連合会は、第3回UPRにおいて、日本政府が他国に対する勧告を積極的に行い、UPRのシステムの発展に寄与したことを称賛する。

国内における協議について、政府報告書が、市民社会との協議の結果を反映しておらず、また政府報告書が審査の約1か月前まで開示されなかった点等は、改善の余地がある。さりながら、作業部会審査以降、国内対話の進展も見られた。当連合会は、13名の与野党の議員の参加を得て、2018年2月に院内学習会を行い、勧告内容を協議する場を設けた。その際、勧告の受け入れや実施について、関係省庁と実質的な対話の機会を持った。

日本は、2020年にオリンピック・パラリンピック及び、国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）をホストする予定である。そのため、個人通報制度のための選択議定書の批准や、国内人権機関の設置等を通じた人権救済措置の改善に向けて、外部からの期待は高まっている。また、責任ある企業行動・投資に関する経済界の努力に伴い、国内から人権の進展を国際社会に向けてアピールするインセンティブも強まっている。

このような背景の下、当連合会は、日本政府に対し、受け入れた勧告の誠実な実施、とりわけ多くの勧告のあった差別に関する法制の整備や施策の拡充等を求める。当連合会は、勧告の実施を確保し、救済へのアクセスを改善すべく、引き続き進展のモニタリングを行う。

遺憾ながら、政府は、死刑に関するモラトリアムの導入や代用監獄の廃止、核兵器禁止条約の批准等の重要な課題について、勧告を受け入れなかった。当連合会は、各国の在日大使館や駐日欧州連合代表部等と協力しながら、日本政府に対し、具体的に期間を定めた方法により、勧告を真摯に検討するよう求め続ける所存である。